## 許可・届出業種の変更内容

現行			制度改正後(R3年6月~)			
分類	業種		分類	業種	備考	
許可(法)	①魚肉練り製品製造業、②ソース類製造業、 ③缶詰又は瓶詰食品製造業、④食品の冷凍 又は冷蔵業、⑤喫茶店営業(自動販売機)	新設・統合		①漬物製造業、②液卵製造業、③密 封包装食品製造業、④食品の小分け 業、⑤自動販売機による食品の調理 販売業、⑥水産製品製造加工業、⑦ 冷凍食品製造業、⑧統合型そうざい 製造業、⑨統合型冷凍食品製造業	【新たに許可対象となる食品製造業(主なもの)】 ・液卵 ・果物のシロップ漬けいいががなど ・明太子などの魚卵加工品、あじの開きなどの干物	
	⑥アイスクリーム類製造業、⑦特別牛乳搾取 処理業、⑧集乳業、⑨食肉処理業、⑩魚介類 せり売営業、⑪食品の放射線照射業、⑫氷雪 製造業、⑬酒類製造業、⑭納豆製造業、⑮添 加物製造業	変更なし	許可 (法)	⑩アイスクリーム類製造業、⑪特別牛乳搾取処理業、⑫集乳業、⑬食肉処理業、⑭魚介類せり売営業、⑮食品の放射線照射業、⑯氷雪製造業、⑰酒類製造業、⑱納豆製造業、⑲添加物製造業		
	⑩飲食店営業、⑤喫茶店営業(店舗型)、⑰菓子製造業、⑱あん類製造業、⑲魚介類販売業、⑳食肉製品製造業、㉑乳処理業、㉑乳製品製造業、㉑乳酸菌飲料製造業、㉒清涼飲料水製造業、㉑食用油脂製造業、㉑マーガリン又はショートニング製造業、㉓みそ製造業、㉑醤油製造業、㉑豆腐製造業、㉑めん類製造業、㉑そうざい製造業	統合· 区分変更		②飲食店営業、②菓子製造業、②魚 介類販売業、③食肉販売業、④食肉 製品製造業、⑤乳処理業、⑥乳製品 製造業、②清涼飲料水製造業、⑧食 用油脂製造業、⑨みそ・醤油製造 業、⑨豆腐製造業、①めん類製造 業、迎そうざい製造業	【統合の例】 ・喫茶店営業は飲食店営業に統合(簡易な営業として施設基準の一部を緩和) ・あん類は菓子製造業に統合 など	
	③乳類販売業、③氷雪販売業 (④食品の冷凍又は冷蔵業の一部、⑩魚介類 販売業の一部、⑩食肉販売業の一部)			乳類販売業、氷雪販売業 食品の冷凍又は冷蔵業(保管のみ)、魚 介類販売業(包装)、食肉販売業(包装)		
届出 (県規則)	<b>漬物</b> 、焼ふ、こんにゃく、ところてん、えご 製造業学校や病院等の給食施設	届出に移行	届出 (法)	焼ふ、こんにゃく、ところてん、えご 製造業 学校や病院等の給食施設	※漬物製造業は許可業種に変更	
午可•届出 不要	上記・下記以外の営業			上記・下記以外の営業	【営業の例】 ・山菜の水煮及び塩蔵加工業・精米業 ・昆布など海藻の加工業 など	
ı x		Y		常温で容器包装入り食品を販売するなど 衛生上問題の少ない営業	【営業の例】 レトルト食品、スナック菓子の販売業 など	
 法対象外	農業、水産業の採取業		法対象外	農業、水産業の採取業	農家や漁業者自らが行う選果や活〆などの処理	